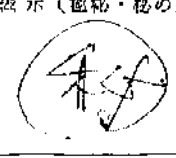

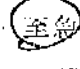
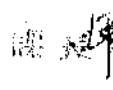

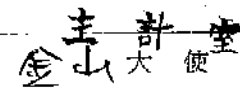


秘密表示 (極秘・秘の未印) 	符号表示 暗  平	総第 18 118 号
第 1041 号		※昭和 年 月 日 時 分 秒 46 10 16
大至急  普通・LTF		※発電係

大 臣 官 政 務 次 官 事 務 次 官 外務審議官 外務審議官 官 房 長	主管 アジア局長 P 中江参事官 P 総務課長	主管局部課 (室) 名 電 北 起案 昭和46年10月18日 起案者 4410 電話番号 2421
--	----------------------------------	--

協賛先
 会計課 
 藤田調査官 

秘密指定解除
 公文書監理室

在 韓 金山大使  臨時代理大使
 総領事 代理

電 報 在 ~~東京~~ 大使 臨時代理大使 代理

件名 在日韓国人の遺骨送還

貴電第933号に因り、

1. 厚生省から、同省保管の旧軍人等韓国人

遺骨の遺族及び親族者306名から遺骨

の引渡しを請求があること、(都立)

霊園理事長が存任として手続書類を提出



写
 済



JDD

(※印刷内は電信誤配入)

(昭和四二七一改正)

来日迄の) 申請書類を審査した結果
 246 本柱について引渡が可能と確認した
 趣にて、同書の内容の引渡は
 当省に依頼した。

又、以下次に別表 28A 送還書
 送付の号数であること、この送還書
 書に付する書意ととも具体的な事項
 (確認事項及び所管官署) について
 回答したい。

(1) 送還の日時、方法

本件遺骨が日本の軍人軍属として
 戦没した者であることにかんがみ、これが
 方針委員会にて相当旨の事が 28B
 の JAL951 便にて引渡輸送する。空港
 及び郵政局
 引渡郵便車にて、大使館講堂又は

その中に
書溪年(書館に傳へる)に假り置
す。

(2) 假り集

なるべく早い時期(10月末まで)に遺
談及び^縁親故者の答集を拜り、本邦に於
て、韓兩國共催にて [redacted]
執行す。場所は、親故者中に在りし
故徒も多い由なりと市及會館等が
適当と見なすかと考へて居る。

(3) 引渡の方法及び時期

假り集後 遺談に手交す。遺談
親故者がその場に在る遺骨は、之
を韓國政府責任者立会いの下に、遺
談會代表に一括手交す。(之れにより
たが方管理責任は終了す。) 之れは、

個々の借換は短期向内に手交するに於

て不可能と考へられ、他方借換が長期向

保置の^時分には任ずるに於て極端に好ましくな

いとの判断は必要である。

(4)



~~駐米公使館長官代表の計~~
(5) 正確な収入と支出の計算

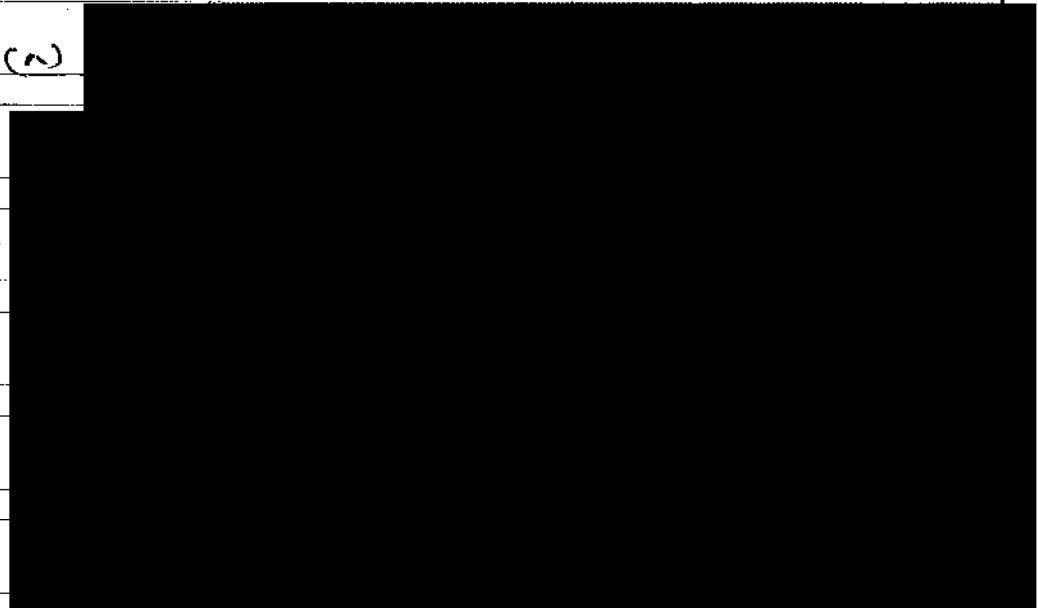
(1) 上述 2, (3) に於て引渡しの方法

及20日午前

(2) 對露新執行の日韓協約施行

及20日午前、韓兩國の共催

(2)



(6) 對露新執行

(1) 對露新執行日韓協約施行、軍中

(2) 對露新執行日韓協約施行、軍中

(3) 對露新執行日韓協約施行、軍中

(4) 對露新執行



(2) 2000 年 12 月 25 日

~~11 月 24 日 付 出 書 信~~

(7) 11 月 23 日 付 出 書 信 の 答 復 書 信 を 送 付 した こと について

箱 (43 x 43 x 50 ^{cm}) 31 箱 まで

1 箱 の 中 に は ~~11 月 24 日 付 出 書 信~~ と 同 様 の 書 信 が

収 入 され ている。